

野田聯合會共濟規約

第一條 會員が負傷又は疾病の爲一ヶ月以上休業したる場合は見舞として金壹圓を贈與
することと

第二條 會員が死したる場合は香料として金五圓を贈與すること

一、葬儀の際本部(支部)所在地(支部)より二名會旗持參にて送ること

二、葬儀の際受持幹部(工場或組合)壹名送ること

第三條 會員が一般公務の爲二週間以上無償にて服役する時は金貳圓を贈與すること

但右は一般兵役を含む

第四條 會員が入營及除隊の際は本部(支部)より一名會旗持參送迎すること

一、會員入營中は會長(支部)兼部長適當に通信すること

二、會員が現役中本部(支部)來節の際は金壹圓を贈與すること

第五條 會員老衰の爲退職する時は金五圓を贈與すること

第六條 會員にして不可抗力による災害を蒙りたる場合は見舞として金五圓を贈與する
こと

第七條 會員の家族にして負傷し若しくは病氣の爲死したる場合は香料として金壹圓
を贈與すること

第八條 會員が病氣又は負傷の爲め職業し能はずして家政困難と見止めたる時受持幹部
(工場或組合)は本部(支部)に共濟法を申請すべし

但本部(支部)より役員を派遣し精密なる調査後幹部會又は幹部會の議決を經
て一般會員より二錢以上十錢以下の特別共濟金の寄附を募集し非濟すること

日本勞働同盟野田聯合會